

(1)香川県以外の都道府県で登録されている方で、香川県に所在する下記の事業者又は施設(※)の業務に従事している、又は従事しようとする場合には、香川県に登録を移転することができます。

①香川県へ登録移転する方は

- ・現在登録されている都道府県へ
- ・様式第10号 介護支援専門員登録移転申請書を提出
- ・様式第15号 自身の個人番号に相違ない旨の申立書 を提出

②香川県への登録移転と同時に介護支援専門員証の交付を受けようとする方は

- ・現在登録されている都道府県へ
- ・様式第11号 介護支援専門員登録移転申請書兼介護支援専門員証交付申請書
- ・様式第15号 自身の個人番号に相違ない旨の申立書 を提出
- ・手数料として香川県証紙4, 200円分が必要

ただし、登録移転申請と同時に更新交付申請(様式第4号)をする方は、様式第10号の申請書を提出してください。(様式第11号は不要です。)

※事業者又は施設(介護保険法69条の3及び介護保険法施行規則113条の9)

- ・指定居宅介護支援事業者
- ・特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者
- ・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定地域密着型サービス事業者
- ・基準該当居宅介護支援事業者
- ・介護保険施設
- ・介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者
- ・指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援事業者
- ・地域包括支援センター

(2)香川県から他の都道府県へ登録を移転される場合は、移転先の都道府県に必要な書類を確認のうえ、申請書を香川県長寿社会対策課介護人材グループあてに提出してください。